

第3号様式 別紙 添付書類一覧

【共通】

補助対象事業	添付書類
全て	(1) 建築物の登記簿謄本、登記簿抄本又は登記事項証明書の写し、又はその他建築時期及び所有関係が分かる書類 (一度補助金交付申請を行い、補助対象事業の種類を変えて補助金交付申請をする場合は除く) (ブロック塀等の場合は、当該ブロック塀等の所有関係がわかるもの)
	(2) 見積書、見積書に記載の数量根拠がわかる算定式・図面
	(3) (所有者等の承諾を得て補助対象者となる場合) ・承諾書 (補助対象者が区分所有建築物の代表者の場合) ・管理組合の総会決議を得たこと、又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得たことを証する書類の写し
	(4) 案内図
	(5) その他、補助対象建築物となることを証する書類等

【木造】

補助対象事業	添付書類
1 耐震診断・補強設計	【共通のみ】
2 補強設計	【共通のみ】
3 耐震改修工事 簡易耐震改修工事	【共通+以下に掲げるもの】
	(1) 補助対象者であることを証する以下の書類 ① 補助対象者が個人の場合 ・区市町村民税の納付状況がわかるもの。非課税の場合は、特別区民税・都民税非課税証明書等 ② 補助対象者が個人以外の場合 ・法人登記簿謄本、抄本又は登記事項証明書の写し ・常時使用する従業員の数を確認できる資料 ・要綱第6条第2項第2号及び第3号に規定する要件が確認できる資料
	(2) 障害者等が居住する住宅の適用を受ける場合は、以下の書類 ・障害者等が補助対象建築物に居住していることがわかるもの ・次のいずれか ① 要介護認定又は要支援認定を受けていることがわかるものの写し ② 身体障害者手帳の写し ③ 愛の手帳の写し ④ 精神障害者保健福祉手帳の写し
	(3) 以下に掲げる図書 ① 配置図 ② 既存平面図 (面積表等を含む) ③ 補強計画図 (面積表等を含む) ④ 補強工事仕様書 ⑤ 耐震診断書 (補強計画)
	(4) 建築確認に係る書類 ① 確認済証の交付を受けなければならない工事の場合 ・建築確認済証の写し ② 確認済証の交付を受ける必要がない工事の場合 ・既存建築物の主要構造部を行う工事割合がわかる図面及び計算式 (主要構造部を行う工事割合) 柱、梁は総本数に占める工事割合、壁は総面積に占める工事割合、床、屋根は総水平投影面積に占める工事割合、階段はその階ごとの総数に占める工事割合を示すこと

4 工事監理	【共通のみ】
5 耐震シェルター設置 耐震ベッド設置	【共通+以下に掲げるもの】 (1)補助対象者であることを証する以下の書類 ・直近の所得金額及び区市町村民税の納付状況がわかるもの。非課税の場合は、特別区民税・都民税非課税税証明書

【非木造】

補助対象事業	添付書類
1 耐震診断 補強設計	【共通+以下に掲げるもの】 ・建築物の延べ面積が分かるもの（面積表等を含む）の写し 【補助対象建築物が緊急輸送道路沿道特定建築物の場合】 ・建築物の高さが、前面道路中央から建築物までの距離を超えていることを証明する書類の写し（立面図等）
2 耐震改修工事 段階的改修工事	【共通+以下に掲げるもの】 ・建築物の延べ面積が分かるものの写し 【補助対象建築物が緊急輸送道路沿道特定建築物の場合】 ・建築物の高さが、前面道路中央から建築物までの距離を超えていることを証明する書類の写し（立面図等） (1)補助対象者であることを証する以下の書類 ①補助対象者が個人の場合 ・直近の所得金額及び区市町村民税の納付状況がわかるもの。非課税の場合は、特別区民税・都民税非課税税証明書 ②補助対象者が個人以外の場合 ・法人登記簿謄本、抄本又は登記事項証明書の写し ・常時使用する従業員の数を確認できる資料 ・要綱第6条第2項第2号及び第3号に規定する要件が確認できる資料 (2)以下に掲げる図書 ①配置図 ②既存平面図（面積表等を含む） ③補強計画図（面積表等を含む） ④改修工事仕様書 ⑤耐震診断書（補強計画） ⑥補強設計の評定書（写し） (3)段階的耐震改修工事の場合 ①工程表 ②耐震改修工事が完了するまでの各段階の工事にかかる以下の書類 ・補強計画図 ・耐震診断書（補強計画） ・補強設計の評定書（写し） (4)占有者加算ありの場合 ①賃貸借契約書（占有者が複数の場合は契約金額一覧表を含む） ②占有面積の分かるもの（面積表等を含む） ③親族が占有者の場合、生計を一としていないことがわかる書類

【ブロック塀等除去】

補助対象事業	添付書類
ブロック塀等除去	【共通+以下に掲げるもの】
耐震性が特に十分でない塀の除去	(1)ブロック塀等の現状写真
耐震性が特に十分でない塀の部分除去	(2)既存配置図（ブロック塀等の寸法が入ったもの）
	(3)ブロック塀等の道路に面した部分の面積が分かるもの（立面図等）
	(4)耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断できるもの （国土交通省版 ブロック塀等の点検のチェックポイント等）
	(5)確認書（ブロック塀を所有していること及び建築基準法を遵守すること等が確認できるもの）
	【耐震性が特に十分でない塀の除去、耐震性が特に十分でない塀の部分除去の場合】
	(6)耐震性が特に十分でない塀チェックシート（建築調整課の判定があるもの）